

2008県人事委員会勧告・報告の主な概要

今年の勧告のポイント

- 地域手当5.5%から6.5%に引上げ、ボーナス改定なし
- ① 給料表（教育職を除く）は改定しない。
 - ② 地域手当の支給割合の引上げ（5.5% → 6.5%）
 - ③ 医師の初任給調整手当を国に準じて引上げ
 - ④ 期末・勤勉手当（ボーナス）は改定しない。
 - ⑤ 新たな職の設置に伴い、教育職給料表の改定
 - ⑥ 国や民間企業の状況を踏まえ、職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に見直すことが適当

1 今年の給与改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

① 月例給

民間給与との比較を行う職員の平均年齢44.2歳

	民間	職員	格差
平均給与月額	419,252円	415,353円	3,899円(0.94%)

[昨年の格差2,414円0.58%]

② 特別給

民間の支給割合(4.50月)が、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月)と均衡していたことから、改定しない

民間	4.50月	職員	4.50月
----	-------	----	-------

(2) 給与改定の内容

① 地域手当

支給割合を引上げ（5.5% → 6.5%）

② 初任給調整手当

医療職給料表(1)適用者(医師)に係る初任給調整手当について、国に準じて引上げ

③ 特殊勤務手当

深夜における看護業務に新たな勤務体制が導入されることに伴い、夜間看護手当について、国に準じて改定

(3) 実施時期 平成20年4月1日

(初任給調整手当及び特殊勤務手当については、平成21年4月1日)

3 給与構造の見直し

(1) 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映に当たっては、職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく的確な反映など、引き続き、制度の適切な運用を図っていくことが必要

2 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・高い業務遂行能力と公務に対する強い意欲を持つ人材を計画的に採用し、育成に努めることが重要
- ・今後とも、各任命権者と人事委員会が連携して、受験者の確保対策に取り組んでいくことが必要

(2) 退職者の能力・経験の活用

- ・引き続き再任用制度を円滑・適切に運用していくとともに、国の取組状況を注視しながら、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備することが必要

(3) 能力・実績を重視した人事管理の推進

- ・意識調査結果では、人事評価制度がおおむね職員に浸透してきているが、引き続き信頼性、納得性等を高め、職員を育成し、組織力の向上に効果のある制度としていくことが必要
- ・「現場力」を高めるとともに、人材を育成し、中長期的なモチベーションを高く維持する視点を踏まえ、情勢の変化に対応した人事管理システムの構築が必要

(4) 勤務環境等の整備～仕事と生活の調和に向けて～

- 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の重要性を認識し、そのための環境整備を図ることが必要
- 県民の信頼に応えるため、職員の強い自覚と任命権者の持続的な取組の強化が必要

① 職員の勤務時間等

ア 職員の勤務時間の見直し

国や民間企業の状況を踏まえ、職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に見直すことが適当

イ 総実勤務時間縮減の取組

健康保持や公務能率維持の観点から、一層の総実勤務時間縮減の取組が必要

② 職員の健康管理

- ・各種研修や相談体制の充実など心の健康づくりのための施策を一層強化することが必要

③ 苦情相談の充実

- ・任命権者との連絡体制の強化など苦情相談の体制整備を推進

あなたのライフステージにフィット

自治労共済の 団体生命共済

●詳しくはパンフレットをご覧ください。お電話、お申し込みください。

自治労共済
http://www.jcho-kyosai.jp/